

三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 三朝町は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、対象地域内において合併処理浄化槽設置事業を実施する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「対象地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 公共下水道又は集落排水処理施設の設置が見込まれない行政区及び設置に相当の期間を要すると見込まれる行政区の区域
 - (2) 集落排水処理施設を設置し、又は設置する見込みの行政区の区域のうち、町長が特に必要と認めて当該施設の処理区域に含めないこととした区域
- 2 この要綱において「合併処理浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と生活雑排水とを併せて処理する浄化槽であって、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会で登録された浄化槽（生物科学的酸素要求量除去率90パーセント以上の機能を有し、かつ、放流水の生物科学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム（日平均値）以下の機能を有するものに限る。）をいう。

(補助対象外)

第3条 次に各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅、事務所、事業所その他これらに類する建物（以下「住宅等」という。）を借りている者で、当該住宅等に合併処理浄化槽を設置することについて貸主の承諾が得られない者
- (3) 販売を目的とした住宅等に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) その他町長が不適当と認めた者

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものに要する経費（諸経費並びに消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準額を超えた場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として交付する。

- 2 前条第1項各号に掲げる工事の費用から30万円を除した額を補助金額として交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 净化槽法第5条第1項の規定に基づく届出又は建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合も含む。)の規定に基づく確認の手続きが完了したことを証する書類の写し
- (2) 合併処理浄化槽設置事業費の見積書の写し
- (3) 合併処理浄化槽設置場所の位置図
- (4) 合併処理浄化槽の配置配管図
- (5) 住宅等を借りている者は、当該住宅等に合併処理浄化槽を設置することについての貸主の承諾書
- (6) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を可とする決定に当たり、必要な条件を付することができます。
- 3 町長は、補助金の交付を可と決定した者に対しては三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付を否と決定した者に対しては三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付を可と決定された者(以下「補助決定者」という。)は、当該申請にかかる内容を変更し、又は合併処理浄化槽設置事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 補助決定者は、合併処理浄化槽設置事業が予定の期間内に完了しない場合又は合併処理浄化槽設置事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績の報告等)

第9条 補助決定者は、合併処理浄化槽設置事業が完了したときは、当該完了の日(前条第1項の規定により合併処理浄化槽設置事業の中止又は廃止の承認を得た場合は当該承認を得た日)から1か月以内(この期間内に3月末日が到来する場合はその日まで)に三朝町合併処理浄化槽設置事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助決定者自らが当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができるることを証する書類)
- (3) 浄化槽法定点検依頼書の写し
- (4) 合併処理浄化槽設置工事工程写真
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、

合併処理浄化槽設置事業の成果が補助金の交付の決定の内容（補助金の交付を可とする決定に当たり、付した条件を含む。）に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、三朝町

合併処理浄化槽設置事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定による通知の後において、三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書（様式第7号）による補助決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定に取消）

第12条 町長は、補助決定者が次の各号の1に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分について既に補助金が交付されているときは、当該取り消した部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

（現場確認）

第14条 町長は、合併処理浄化槽設置事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において適宜確認するものとする。

（遵守事項）

第15条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くよう次の各号の検査等を受け、常に適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 浄化槽法第7条の規定に基づく設置後等の水質検査
- (2) 浄化槽法第10条第1項の規定に基づく保守点検及び清掃
- (3) 浄化槽法第11条の規定に基づく定期検査

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、前項第3号の検査に係る指定検査機関への申込書又は契約書及び検査結果報告書の写しを毎年度、町長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 18 年 8 月 22 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成 19 年 11 月 6 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成 21 年 10 月 9 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 5 月 14 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

別表（第 5 条関係）

三朝町合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	基準額	限度額
5 人槽	882,000 円	582,000 円
6 ~ 7 人槽	1,104,000 円	804,000 円
8 人槽以上	1,495,000 円	1,195,000 円